

# 医薬基盤・健康・栄養研究所 知的財産ポリシーの策定について(1)

## ● 策定日

令和3年8月17日

## ● 目的

研究活動を通じて得た研究成果や技術成果を適正に知的財産として保護するとともに、当該知的財産の活用を通じて公衆衛生の向上及び増進に寄与するべく、その取扱いについて基本的事項を定めるもの。

## ● 適用範囲

医薬健栄研において研究等の業務に従事する全ての者（以下「職員等」）

## ● 基本方針

- ・職員等が創出した発明等の知的財産の権利について、原則、医薬健栄研が承継する。
- ・知的財産を適正に保護・管理し、効果的・効率的な運用に努める。
- ・研究成果の知的財産管理とともに事業化を促進する。
- ・社会的意義および経済的価値に鑑み、付加価値の高い事業を創成・推進することを目指す。
- ・研究成果物等は、研究所の規定によるほか、本ポリシーにおける知的財産に準じて取り扱う。



## 医薬基盤・健康・栄養研究所 知的財産ポリシーの策定について(2)

### ● 知的財産マネジメント

知的財産マネジメントの運用として、下記に関する事項を明文化。

- ・ 知的財産教育
- ・ 権利の帰属
- ・ 出願
- ・ 知的財産権の実施許諾等
- ・ 共同研究・受託研究で創出された知的財産の取扱い
- ・ 知的財産等の管理体制及び産学官連携の実施体制
- ・ 財政基盤の整備 等

### ● その他

- ・ 知的財産管理支援体制の強化として、医薬健栄研内に知的財産戦略チームを発足。
- ・ 特許権等の出願方針など、研究者からの相談に適宜対応している。

また、知的財産ポリシーと併せて「企業との共同研究成果の取扱いに関する指針」についても明文化し、企業との共同出願時における費用負担の考え方、共同研究成果の実質独占的使用に対する医薬健栄研の姿勢等を公表している。